

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法による指定介護機関を指定した件 二四
- 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 二五
- 生活保護法による指定介護機関に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった件 二五
- 生活保護法による指定介護機関に係る事業者の名称を変更した旨届出があった件 二六
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 二六
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を廃止した旨届出があった件 二六
- 土地改良事業計画を変更すること  
を適当と決定した件 二六
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件七件 二六
- 生活保護法による指定介護機関を廃止した旨届出があった件 二六
- 生活保護法による指定介護機関を廃止した旨届出があった件七件 二六
- 土地改良事業計画を変更すること  
を適当と決定した件 二六

## 告 示

### 福島県告示第二十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む)により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成二十二年一月十九日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
ふくしま在	福島市蓬萊	医療法人社	宮城県名取市植	平成二十二年	訪問看護

アイミー薬局中央店	同 市東中 央二二一 二	株式会社フ ァーコス	東京都千代田区 神田練堀町六八 一ムラタヤビ ル二階	平成二十二年 一月二日	居宅療養 管理指導 介護予 防居室療 養管理指 導
アイミー薬局駅前店	同 市栄町 六一六	同	同	同	同
アイミー薬局渡利店	同 市渡利 字櫛町二五 一四	同	同	同	同
Qアップスタジオ森合	同 市森合 字北向一四 一	ケアパ ート株式 会社	東京都港区港南 二一六一一	同	介護予 防通所介 護
アースサポート株式会社 社会津若松 在宅サ ービスセ ンター	会津若松市 滝沢町七 一七	アースサ ポート株 式会社	同 都渋谷区本 町一八七	同	訪問入浴 介護予 防居室療 養管理指 導
つくしデイ サービス歩	須賀川市東 作一七三	特定非営利 活動法人豊 心会	福島県須賀川市 東作一八一三	平成二十二年 一月二日	認知症対 応型通所 介護予 防居室療 養管理指 導

馬陵タクシ ー介護事業 部	相馬市中村 字新町一四	株式会社馬 陵タクシ ー	同 県相馬市中 村字新町一四一	平成二二年 十一月一日	居宅介護 支援事業
赤城タクシ ー・ケアセ ンターアロ エ	河沼郡会津 坂下町市中 三番甲三六 九七	赤城タクシ ー有限会社	同 県河沼郡会 津坂下町市中三 番甲三六九九	平成二二年 九月一日	介護予防 訪問介護
ハーモニ ーハウス指 定居宅介護支 援事業所	大沼郡会津 美里町北川 原一四	社会福祉法 人心愛会	同 県郡山市緑 ヶ丘東六一二六 一二	平成二二年 十一月一日	居宅介護 支援事業
浅川町デイ サービスセ ンター	石川郡浅川 町袖山字森 下二八八	浅川町	同 県石川郡浅 川町浅川字背戸 谷地一一二一一 五	平成二二年 九月一日	介護予防 通所介護

(社会福祉課)

福島県告示第二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残  
留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律  
第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）  
により、介護扶助及び介護支援給付のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指  
定した。

平成二十二年一月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
特別養護老人ホームゆう遊 館		須賀川市滑川字関ノ上二六一			平成二二年一 〇月一日				

(社会福祉課)

福島県告示第二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用す

る第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支  
援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることと  
される生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から、当該指定に係る事  
業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十二年一月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
訪問介護・スマイル飯坂・居宅介護支援センター	福島市飯坂町湯野字上川原一	福島市飯坂町湯野字上川原一	福島県福島市新町四一五サンライズロイヤル福島五〇三号
同	同	同	同
同	同	同	同
同	同	同	同

(社会福祉課)

福島県告示第二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用す  
る第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支  
援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることと  
される生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から、当該指定に係る事  
業者の名称を変更した旨届出があった。

平成二十二年一月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
磐梯町居宅介護支援事業所	耶麻郡磐梯町大字磐梯字諏訪山二九二六	社団法人地域医療振興協会	東京都千代田区平河町二一六一三
同	同	同	同
同	同	同	同
同	同	同	同

療福祉センター				
警梯町介護老人保健施設「りんどう」	同	同	同	同

(社会福祉課)

福島県告示第二十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から、当該介護機関を廃止した旨届出があった。

平成二十二年一月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
アイミー薬局 中央店	福島市東中央二二	同	同	同	同
アイミー薬局 渡利	福島市渡利字柵町二五―四	同	同	同	同
アイミー薬局	福島市栄町六一六	旭化成アイミー株式会社	神奈川県横浜市磯子区東町一五―三二	平成二十二年一月三〇日	居宅療養管理指導 防居宅療養管理指導

(社会福祉課)

福島県告示第二十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年一月十九日から同年二月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年一月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
福島サテイ 福島県福島市矢野目字西荒田三十五番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第二十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年一月十九日から同年二月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び相馬市産業部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年一月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
エイトタウン相馬 福島県相馬市黒木字源多田四十四番ほか
- 二 法第八条第一項の規定により相馬市から聴取した意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年一月十九日から同年二月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年一月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
株式会社東京インテリア家具福島店 福島県福島市鳥谷野字岩田二十三番地ほか
- 二 届出に係る福島市の意見  
1 廃棄物に関する事項

(一) 廃棄物の発生抑制に努め、再資源化できるもの（古紙類（ダンボール、新聞紙、雑誌、紙パック、その他の紙等）、びん類、缶類）については、再資源化ルートを利用し、極力再生利用を行うこと。

また、事業活動に伴って発生した廃棄物については、事業者の責任において適正に処理し、廃棄物の保管・運搬にあたっては、飛散防止などの周辺環境の保全に努め、苦情等の問題が発生した場合は早急かつ誠意ある対応を行うこと。

(二) 廃棄物の収集運搬・処理を委託する場合は、廃棄物の種類（産業廃棄物（事業活動に伴って生じた廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず）・事業系一般廃棄物など）ごとに、それぞれの許可を受けた業者へ委託し適正に処理すること。

2 騒音等に関する事項

当該地区は、騒音規制法・振動規制法・福島市公害防止対策条例による規制対象地域となっています。

当該法規制もしくは条例による規制の対象となる特定施設、指定施設の設置の際には、設置工事の三十日前までに届出をすること。

なお、周辺には一般住居が密集しているため、空調機関係の室外機等の設置場所については充分検討すること。搬入出車両による深夜早朝の騒音については、特に隣接する地域住民に対して十分な事前説明を実施し、理解を得るとともに必要な対策を講ずること。

3 交通に関する事項

当該地は自動車交通量の多い国道四号線に隣接しており、また、隔地駐車場の設置により出入口が多数あることから、特に混雑が予想される場合には、歩行者、自動車等の事故防止のため、交通誘導員等を配置し、車両等の円滑な誘導及び安全管理に努めること。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年一月十九日から同年二月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び相馬市産業部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年一月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

相馬ショッピングパーク 福島県相馬市馬場野字雨田百二十五番地ほか

二 法第八条第一項の規定により相馬市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年一月十九日から同年二月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年一月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ福島南本店 福島県福島市太平寺字兒子塚四十三番地六ほか

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年一月十九日から同年二月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市経済部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年一月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

南相馬ジャスコモール 福島県南相馬市原町区大木戸字金場七十七番地ほか

二 法第八条第一項の規定により南相馬市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年一月十九日から同年二月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市経済部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年一月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル原町西店 福島県南相馬市原町区南町四丁目七番地一ほか

二 法第八条第一項の規定により南相馬市から聴取した意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、請戸川土地改良区が両竹地区基盤整備促進事業(農業用排水施設)に係る土地改良事業計画を変更することについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十二年一月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十二年一月二十日から  
同 年二月八日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

双葉郡浪江町役場

(農村計画課)

公 告

公告第二十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十二年一月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十二年一月七日

二 名称

特定非営利活動法人すこやか福祉のまちづくりネットワーク

代表者の氏名

宮崎 貞夫

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市矢剣町二十七番二号

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象にした、福祉のまちづくり及び子どもの健全育成に関する事業を行い、健康で安心して暮らしていける地域づく

りを目指し、広く社会に貢献することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二十六号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る次に掲げる障害福祉サービスを廃止した旨届出があった。  
平成二十二年一月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
居宅訪問介護事業所にここに	いわき市勿来町関田南町九八―二	株式会社ここハッピー	福島県いわき市小名浜君ヶ塚町七―一〇	平成二十二年一月一六日	居宅訪問介護	身体障害者知的障害者障害児
ハッピーいわき・ヘルパーシオン	同 市小浜愛宕町一五―六	株式会社ジャパンケアサード	東京都豊島区北大塚一―一三―一五	平成二十二年一月二三日	同	特定なし

(障がい福祉課)